



大分県内のゴールデンウィーク等に関するアンケート結果 ～ 「プラスワン休暇」を実施して連続休暇を取得しましょう！ ～

大分労働局では、この度、県内の455事業場（労働者数101人以上の事業場を対象）に実施した平成30年度の長期休暇に関するアンケート（調査回答事業場は290事業場）の結果をとりまとめました（回答率は63.7%）。

本調査は、ゴールデンウィーク及び夏季における連続休暇予定の実態を把握し、結果を公表することにより、連続休暇の取得に向けて機運の醸成を図ることを目的としています。

今回のアンケート結果では、ゴールデンウィークの平均休暇日数が5.1日となっており、概ね暦どおりの休暇取得となっている状況が認められました。

大分労働局では、働き方・休み方を変える第一歩として、暦の休日に年次有給休暇を組み合わせ
わせて連続休暇とする「プラスワン休暇」を推奨しています。

労使で協力し、年次有給休暇の計画的付与の導入や個人別に交替で年次有給休暇を取得する
等により、連続休暇を実現しましょう。

※「プラスワン休暇」とは、土日・祝日などの休日に年次有給休暇を組み合わせることで連続休暇にするものです。

調査結果の概要

1 GW連続休暇関係

(1) 平均連続休暇 5.1日 (昨年 5.2日、0.1日減)

※1 昨年は、暦の関係で5連休祝祭日がベースであったが、今年は4連休祝祭日がベースとなり、前後プラスワン休暇が多い。

2 製造業は6.6日 (昨年 6.8日)、非製造業は4.4日 (昨年 4.5日)

(2) 最長連続休暇 10連休 (製造業) (昨年 10日)

(3) 3日以上連続休暇 52.4% (昨年 68.3%)

(4) 7日以上連続休暇 21.7% (昨年 18.9%)

2 夏季連続休暇関係

(1) 平均連続休暇 5.1日 (昨年 4.9日)

(2) 3日以上連続休暇 50.0% (昨年 59.8%)

(3) 7日以上連続休暇 15.9% (昨年 15.4%)

※ 製造業は40.0% (昨年 36.8%) と大きく増加。

非製造業は3.2% (昨年 3.8%) とやや低下。

(4) 最長連続休暇 10連休 (製造業) (昨年 10日)

※1 8/13~15の3日間を中心に予定する事業場が多く、暦に影響されやすい。

大分県内の長期休暇に関するアンケート結果の概要は、次のとおりです。

■ ゴールデンウィーク休暇について

□ 今年、ゴールデンウィーク期間（4月28日～5月6日）に連続3日以上の休暇を予定する事業場は152事業場で、調査回答事業場全体の52.4%である。

□ ゴールデンウィーク期間中に、連続休暇を予定する152事業場の連続休暇平均日数は5.1日（前年度平均5.2日※）である。

また、7日以上連続休暇を予定する事業場は33事業場で、連続休暇を予定する事業場の21.7%である。

■ 夏季休暇について

□ 今年、夏季における3日以上連続休暇を予定する事業場は145事業場で、調査回答事業場全体の50.0%である。

□ 夏季に連続休暇を予定する145事業場の連続休暇平均日数は5.1日（前年度平均4.9日）である。

また、7日以上連続休暇を予定する事業場は23事業場で、連続休暇を予定する事業場の15.9%である。

〈過去の調査結果〉

＜平成29年度＞	連続休暇平均日数
ゴールデンウィーク	5.2日
夏季休暇	4.9日
＜平成28年度＞	連続休暇平均日数
ゴールデンウィーク	5.9日
夏季休暇	5.0日
＜平成27年度＞	
ゴールデンウィーク	5.3日
夏季休暇	4.9日
＜平成26年度＞	
ゴールデンウィーク	5.7日
夏季休暇	6.1日
＜平成25年度＞	
ゴールデンウィーク	5.2日
夏季休暇	5.3日

※平成25～28年度は、労働者数概ね500人以上の事業場（約50事業場）を対象として調査を実施しており、今年度の調査対象とは異なります。

<調査方法等>

1 対象及び調査方法

大分県内101人以上の規模の455事業場に依頼し、回答を得た290事業場について、アンケート結果を取りまとめた。

2 調査対象期間

- (1) ゴールデンウィーク休暇（4月28日～5月6日）
- (2) 夏季休暇（7月1日～8月31日の2か月間）

3 連続休暇の定義

調査対象期間中に、事業場として実施する3日以上連続した休日・休暇を連続休暇とした。

<表1> ゴールデンウィーク期間中における連続休暇予定事業場数と予定事業場の平均連続休暇日数・連続休暇実施状況

産業区分	調査回答事業場数	年	①連続休暇 予定事業場数 (割合)	一斉実施・部門ごと・個人で交代											
				連続休暇の 平均日数	②連続休暇日数別事業場数とその割合										
					3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日以上	連続7日 以上
製 造 業	58	30年 予定	46	6.6日	1	21				2	21	1			24
			79.3%		2.2%	45.7%				4.3%	45.7%	2.2%		52.2%	
非 製 造 業	232	30年 予定	106	4.4日	9	81	6	1		2	7				9
			45.7%		8.5%	76.4%	5.7%	0.9%		1.9%	6.6%			8.5%	
合 計	290	30年 予定	152	5.1日	10	102	6	1		4	28	1			33
			52.4%		6.6%	67.1%	3.9%	0.7%		2.6%	18.4%	0.7%		21.7%	

- (注) 1 平成30年についての実施予定である(以下同じ)。
 2 「②連続休暇日数別事業場数とその割合」は、①を母数とした。

<表2> ゴールデンウィークにおける連続休暇の合計日数が平成29年より増加した事業場数とその理由（割合）

- ① 連続休暇日数が平成29年より増加した事業場 …25
- ② 連続休暇日数が増加した理由（割合）

（複数回答）

理 由	事 業 場 数 (割 合)	
暦の関係	20	80.0%
休日の増加・減少	3	12.0%
景気（受注の関係）	0	0.0%
その他	2	8.0%
無回答	—	

（注） ②の割合は、①の25事業場を母数として計算した。

<表3> ゴールデンウィークにおける連続休暇の合計日数が平成29年より減少した事業場数とその理由（割合）

- ① 連続休暇日数が平成29年より減少した事業場 …22
- ② 連続休暇日数が減少した理由（割合）

（複数回答）

理 由	事 業 場 数 (割 合)	
暦の関係	21	95.5%
休日の増加・減少	0	0%
景気（受注の関係）	0	0%
その他	1	4.5%
無回答	—	

（注） ②の割合は、①の22事業場を母数として計算した。

<表 4>平成30年7～8月の期間中における連続休暇予定事業場数と予定事業場の平均連続休暇日数・連続休暇実施状況

産業区分	調査回答事業場数	年	一斉実施・部門ごと・個人で交代												
			①連続休暇 予定事業場数 (割合)	連続休暇の 平均日数	② 連 続 休 暇 日 数 別 事 業 場 数 と そ の 割 合										
					3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日以上	連続7日 以上
製 造 業	58	30年 予定	50	6.5日	3	3	20	4		1	18	1			20
			86.2%		6.0%	6.0%	40.0%	8.0%		2.0%	36.0%	2.0%		40.0%	
非 製 造 業	232	30年 予定	95	4.3日	38	11	33	10	1		2				3
			40.9%		40.0%	11.6%	34.7%	10.5%	1.1%		2.1%			3.2%	
合 計	290	30年 予定	145	5.1日	41	14	53	14	1	1	20	1			23
			50.0%		28.3%	9.7%	36.6%	9.7%	0.7%	0.7%	13.8%	0.7%		15.9%	

(注) 1 平成30年についての実施予定である（以下同じ）。

2 「②連続休暇日数別事業場数とその割合」は、①を母数とした。

<表5> 夏季休暇における連続休暇の合計日数が平成29年より増加した事業場数とその理由（割合）

① 連続休暇日数が平成29年より増加した事業場 …22

② 連続休暇日数が増加した理由（割合）

（複数回答）

理 由	事 業 場 数 (割 合)	
暦の関係	17	77.3%
休日の増加・減少	—	
景気（受注の関係）	1	4.5%
その他	4	18.2%
無回答	1	4.5%

（注） ②の割合は、①の22事業場を母数として計算した。

<表6> 夏季休暇における連続休暇の合計日数が平成29年より減少した事業場数とその理由（割合）

① 連続休暇日数が平成29年より減少した事業場 …13

② 連続休暇日数が減少した理由（割合）

（複数回答）

理 由	事 業 場 数 (割 合)	
暦の関係	13	100.0%
休日の増加・減少	—	
景気（受注の関係）	—	
その他	—	
無回答	—	

（注） ②の割合は、①の13事業場を母数として計算した。

<表 7> 年次有給休暇の計画的付与を実施する事業場数

産業区分	年次有給休暇の計画的付与を実施する事業場数
製造業	8
非製造業	3
合計	11

(参考) 年次有給休暇の計画的付与

昭和63年4月1日施行の改正労働基準法により、労使協定で年次有給休暇の計画的付与ができるよう法的整備が行われた。

ただし、計画的付与の対象とすることができるのは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を超える部分に限られる。(労働基準法第39条第6項)

年次有給休暇の計画的付与の方式には、次のようなものがある。

- ・ 事業場全体の休業による一斉付与の方式
- ・ 班別の交替制付与方式
- ・ 年次有給休暇の付与計画表による個人別付与方式